

# 千葉県報

号外  
令和6年3月29日

## 主要目次

○ 千葉県組織規程の一部を改正する規則

## 規則

千葉県組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県規則第十七号

#### 千葉県組織規程の一部を改正する規則

千葉県組織規程（昭和三十二年千葉県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。  
第八条第一項の表総務部の項中「行政経営室」の下に、「ウェルビーイング推進室」を加え、「管理・システム班」を「税務システム室」に、「収税指導室」を「収税管理室」に改め、同表総合企画部の項中「広報班、放送・インターネット班」を「戦略広報推進室、広報班、インターネット班」に、「人口班」を「人口室」に、「羽田空港騒音対策班」を「羽田空港騒音対策室」に、「企画調整班、鉄道事業室」を「企画調整室、鉄道事業室」に改め、同項男女共同参画課の目を次のように改める。

#### 多様性社会推進課

企画調整室、男女共同参画室

第八条第一項の表健康福祉部の項中「県立施設改革班」を「千葉リハビリテーションセンター建設室、暮らしの場支援推進班」に、「医療体制整備室、地域医療構想推進室」を「地域医療構想推進室、医療体制整備室」に改め、「献血運動推進全国大会準備室」を削り、同表商工労働部の項中「産業企画室」を「産業企画班、コンピナート脱炭素化推進室」に改め、同項観光企画課の目を次のように改める。

#### 観光政策課

企画調整室、新たな観光推進室、旅行業振興班、誘客企画室

第八条第一項の表商工労働部の項観光誘致促進課の目を削り、同表農林水産部の項中「水田農業対策室」の下に、「首都圏マーケティングセンター」を加え、同項流通販売課の目を次のように改める。

#### 販売輸出戦略課

販売促進室、ブランディング推進室、輸出支援室

第八条第一項の表農林水産部の項中「地域振興班」の下に、「農山漁村発イノベーション班」を加え、「安全農業推進課」を「環境農業推進課」に、「環境農業推進室」を「み

どり・耕畜連携推進室」に改め、同表県土整備部の項中「海岸整備班、ダム・砂防班」を「海岸砂防班」に、「河川海岸管理室」を「河川維持室、河川海岸管理室」に改め、同条第六項の表中「景観づくり推進班」の下に、「みどりの愛護のつどい準備室」を加える。  
第十一条の二地域づくり課の部中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条の次に次の一号を加える。

二 県内地域のブランド形成の推進に関する事。

第十一条の二統計課の部中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条交通計画課の部第三号中「県内バス対策」を「地域公共交通」に改め、同条男女共同参画課の部中「男女共同参画課」を「多様性社会推進課」に改め、同部中第二号を削り、第一号を第二号とし、同部に第一号として次の一号を加える。

一 多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する施策の企画及び総合調整に関する事。

第十一条の二男女共同参画課の部第三号中「及び」を「、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）及び」に改める。

第十二条児童家庭課の部第八号中「婦人の保護更生」を「困難な問題を抱える女性の自立支援」に改め、同部第十号中「婦人の保護更生」を「困難な問題を抱える女性の自立支援」に改め、「平成二十八年法律第九十号」の下に、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）」を加え、同条薬務課の部第六号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改める。

第十二条の二ヤード・残土対策課の部第七号中「金属スクラップヤード等の対策に係る企画、調査及び指導」を「特定再生資源屋外保管業に係る指導及び監視」に改め、同部第九号中「平成二十六年千葉県条例第五十五号」及び「を」を「平成二十六年千葉県条例第五十五号）、」に、「の施行」を「及び千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和五年千葉県条例第三十号）の施行」に改める。

第十三条観光企画課の部中「観光企画課」を「観光政策課」に改め、同部第一号中「観光政策の企画」を「観光政策の企画、立案及び推進」に改め、同部中第五号を第七号とし、同部第四号中「国際観光ホテル整備法」を「通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）、国際観光ホテル整備法」に改め、同号を同部第六号とし、同部中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 観光客の誘致施策に関する事。

四 県産品の振興に関する事（経済政策課、販売輸出戦略課、畜産課、森林課及び水産課において所掌するものを除く。）。

第十三条観光誘致促進課の部を削り、同条産業人材課の部第六号中「高等技術専門校及び障害者高等技術専門校」を「テクノスクール及び障害者テクノスクール」に改める。

第十四条農林水産政策課の部中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号

までを一号ずつ繰り上げ、同条生産振興課の部に次の一号を加える。

七 首都圏市場の情報収集、分析等に関すること。

第十四条流通販売課の部中「流通販売課」を「販売輸出戦略課」に改め、第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、同条農地・農村振興課の部に次の一号を加える。

八 グリーン・ブルーツーリズムの推進に関すること。

第十四条安全農業推進課の部中「安全農業推進課」を「環境農業推進課」に改め、同条畜産課の部第二号、森林課の部第十一号及び水産課の部第九号中「流通販売課」を「販売輸出戦略課」に改め、同部第十七号中「昭和六十三年法律第九十九号」の下に「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号。漁船（加工船及び養殖場において使用する船を除く。）に関するものに限る。）」を加え、同条漁港課の部第五号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第十五条道路計画課の部第四号中「新たな湾岸道路」を「新湾岸道路」に改め、同条河川整備課の部第九号中「及びダム管理事務所」を削り、同条河川環境課の部に次の一号を加える。

七 ダム管理事務所に関すること。

第十五条都市計画課の部第六号中「。基礎調査に関するものに限る。」を削り、同条公園緑地課の部に次の一号を加える。

六 みどりの愛護のつどいの開催に関すること。

第十五条建築指導課の部第六号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第十七条第四項中「地域づくり担当部長」の下に「及び交通担当部長」を加える。

第十八条第三項中「高等技術専門学校」を「テクノスクール」に、「障害者高等技術専門学校」を「障害者テクノスクール」に改める。

第三十七条の四第二項地域環境保全課の部第八号中「千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例等」を「千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例、千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例等」に改める。

第四十条第一項の表市川健康福祉センターの項中「総務企画課」を「総務課、企画課」に改め、同条第二項企画課の部第九号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、同項地域福祉課の部第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 困難な問題を抱える女性の自立支援に関すること（女性サポートセンターにおいて所掌するものを除く。）。

第五十一条の十六第二項建築課の部第八号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同条第八項中「真間川改修課」を「真間川改修・河川設備課」に改め、同項真間川改修課の部に次の一号を加える。

二 河川管理施設の長寿命化及び耐震化に関すること。

第五十一条の十六中第十八項を第十九項とし、第十二項から第十七項までを一項ずつ繰り下げ、第十一項の次に次の一項を加える。

12 第一項の規定にかかわらず、銚子土木事務所にあつては、次の各号に掲げる事務を分掌させるため、名洗港改修課を置く。

一 名洗港の整備に関すること。

二 第二項河川改良課の部各号に掲げる事務（港湾施設に関するものに限る。）

三 第二項維持課の部第一号に掲げる事務（港湾に関するものに限る。）

第七十条中「及び売春防止法第三十四条第三項」を「第三条第三項及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第九条第三項」に改める。

第七十一条の二第二項相談支援課の部第二号中「売春防止法第三十四条第三項に規定する要保護女子の相談」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第九条第三項に規定する相談及び援助（一時保護に係るものを除く。）」に改め、同部第三号を削り、同部第四号中「女性に対する暴力に係る相談及び被害者の支援」を「第一号に規定する業務並びに第二号に規定する相談及び援助」に改め、同号を同部第三号とし、同部第五号中「女性に対する暴力」を「第一号に規定する業務並びに第二号に規定する相談及び援助」に改め、同号を同部第四号とし、同部第六号を第五号とし、同項一時保護支援課の部第一号中「売春防止法第三十四条第三項」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第九条第三項」に、「要保護女子」を「困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族」に改める。

第九十条第一項中「プロジェクト推進室、技術支援室、食品・化学技術室」を「企画連携室、食品技術室、化学技術室」に改め、同条第二項プロジェクト推進室の部中「プロジェクト推進室」を「企画連携室」に改め、同部第一号中「企画調整」を「企画立案、調整」に改め、同部第二号及び第三号を次のように改める。

二 技術相談及び技術支援の総合調整に関すること。

三 共同研究等の総合調整に関すること。

第九十条第二項プロジェクト推進室の部第五号及び第六号を次のように改める。

五 産学官連携等に関すること。

六 他室の所掌に属しない技術に係る事項に関すること。

第九十条第二項技術支援室の部及び食品・化学技術室の部を次のように改める。

食品技術室

一 加工食品及び発酵食品についての製品開発及び品質管理の技術に係る試験研究及び調査並びに技術の普及及び支援に関すること。

二 工業技術における生物工学の応用に係る試験研究及び調査並びに技術の普及及び支援に関すること。

化学技術室

一 加工食品及び発酵食品についての製品開発及び品質管理の技術に係る試験研究及び調査並びに技術の普及及び支援に関すること。

二 工業技術における生物工学の応用に係る試験研究及び調査並びに技術の普及及び支援に関すること。

化学技術室

<p>事業部</p>	<p>一 博物館資料の保管及び展示に関すること。  二 博物館資料の鑑査、貸出し及び交換に関すること。  三 博物館活動の専門的事項に関する企画立案に関すること。  四 博物館資料及びその情報の整理並びに公開利用に関すること。  五 博物館活動における学校及び関係団体等との連携に関すること。  六 大利根分館及び大多喜城分館における税外諸収入金の収納事務に関すること（繰替払の事務を含む。）。  七 大利根分館及び大多喜城分館における物品の出納及び保管に関すること。</p>	<p>研究部</p>	<p>一 化学、資源及び環境保全に関する工業技術に係る試験研究及び調査並びに技術の普及及び支援に関すること。  二 非金属材料に係る試験研究及び調査並びに技術の普及及び支援に関すること。  第二百二十四条の四第二項通信課の部中第三号を削り、第四号を第三号とする。  第三百二十八条の七第一項の表流山区画整理事務所の項中「木地区換地課、木地区工務課」を「木地区清算課」に改め、同条第二項木地区換地課の部中「木地区換地課」を「木地区清算課」に改め、同部第一号イを次のように改める。  イ 清算金の徴収交付及び滞納処分に関すること。  第三百二十八条の七第二項木地区工務課の部を削る。  第四百二十二条第一項の表旭高等技術専門校の項中「旭高等技術専門校」を「旭テクノスクール」に改め、同表市原高等技術専門校の項中「市原高等技術専門校」を「市原テクノスクール」に改め、同表船橋高等技術専門校の項中「船橋高等技術専門校」を「船橋テクノスクール」に改め、同表我孫子高等技術専門校の項中「我孫子高等技術専門校」を「我孫子テクノスクール」に改め、同表東金高等技術専門校の項中「東金高等技術専門校」を「東金テクノスクール」に改め、「（デザイン系空間デザイン科に限る。）」を削り、同項訓練第二課の目中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同表障害者高等技術専門校の項中「障害者高等技術専門校」を「障害者テクノスクール」に改め、同条第三項中「掲げる課等」を「掲げる課」に改め、同項の表を次のように改める。</p>	<p>管理課、企画調整課  教育普及課、地域連携課、展示課、資料管理課  研究課</p> <p>この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十二条業務課の部第六号及び第四十条第二項企画課の部第九号の改正規定は、大麻取締法及び大麻及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行の日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十二条業務課の部第六号及び第四十条第二項企画課の部第九号の改正規定は、大麻取締法及び大麻及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行の日から施行する。</p>
<p>分館海の博物館</p>	<p>第四百二十二条第四項の表庶務部の項中「庶務部」を「管理部」に改め、第四号から第六号までを削り、第七号を第四号とし、第八号を第五号とし、第九号を第六号とし、同表自然誌・歴史研究部の項及び生態・環境研究部の項を次のように改める。</p>	<p>研究部</p>	<p>一 博物館資料の収集に関すること。  二 博物館資料の技術的及び専門的な調査研究に関すること。</p>	<p>この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十二条業務課の部第六号及び第四十条第二項企画課の部第九号の改正規定は、大麻取締法及び大麻及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行の日から施行する。</p>

購読料

本号

一部

一二円

発

行

者 千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八